

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害（神経障害）は、障害等級第 8 級に該当するとして、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、通勤途上において交通事故により病院に搬送されたところ「右手関節内骨折、頸部捻挫、右大腿・膝・肘・腰椎打撲、右肩関節周囲炎、右上肢反射性交感神経委縮症」と診断され、加療の結果、同〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、上位の等級を求めるとしている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 右手関節の運動障害については、可動域が健側可動域と比較して 1/2 以下に制限されており、障害等級第 10 級の 9「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの。」と認定。

なお、同部位の神経症状については、通常派生するものと判断した。

(2) 頸部の神経症状については、障害等級第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの。」と認定。

なお、請求人には、既存障害として腰部に障害等級第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの。」が残存していたが、加重には該当しないものと判断した。

(3) 請求人が主張する右肩から右上腕にかけての痛み、右上肢の挙上困難と右手指の感覚異常の負傷部位以外の症状については、障害等級に該当する程度の障害は残存していないものと判断した。

(4) 以上から本件は、障害等級第 10 級の 9「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの。」に該当するものとして支給決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 右手関節の機能障害については、関節運動可動域は健側に比し 1/2 以下に制限されており、障害等級第 10 級の 9「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの。」に該当する。

イ 右肩関節、右手指の機能障害については、健側に比し若干の可動域制限を認めるものの

障害等級に該当するものではない。

ウ 右手関節の神経症状については、反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）の判断要件である慢性期の主要な3症状（関節拘縮、骨の委縮、皮膚の変化（当事案では赤褐色化））が認められることから、RSDであると判断し、その程度は、障害等級第9級の7の2「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」に該当する。

エ 頸部の神経症状については、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当する。

オ 腰部の神経症状については、既存障害として障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」が認められるが、加重には該当しない。

(2) 結論

請求人に残存する障害の程度のうち、神経症状については、右手関節に障害等級第9級の7の2、頸部に障害等級第14級の9、腰部に障害等級第14級の9が認められ、これら同一系列であるから準用第9級となり、また、機能障害については、右手関節に障害等級第10級の9が認められ、これらを併合の方法を用いて併合第8級と認定するのが妥当であり、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されなければならない。